

令和4年度奈良県内部統制評価報告書審査意見書

「奈良県監査基準」に準拠し、地方自治法第150条第5項の規定により、同条第4項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

令和5年9月5日

奈良県監査委員	内野 正博
同	芝池 多津子
同	田中 惟允
同	若林 かずみ

1 審査の対象

「令和4年度 奈良県内部統制評価報告書」

2 審査の着眼点

監査委員による令和4年度奈良県内部統制評価報告書の審査は、奈良県知事が作成した内部統制評価報告書について、監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況、評価に係る資料並びに監査委員が行うその他の監査、検査、審査等によって得られた知見に基づき、奈良県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

3 審査の実施内容

令和4年度奈良県内部統制評価報告書について、奈良県知事及び内部統制評価部局から報告を受け、「奈良県監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

令和4年度奈良県内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

5 備考

審査の結果は上記のとおりであるが、監査委員としての意見を次のとおり付記する。

令和4年度奈良県内部統制評価報告書の附属資料である「令和4年度内部統制の評価の概要」において記載されているように、人事管理に関する不備については、引き続き発生件数が多い状況にある。

このような中、「地域において良い人材を集め育成することを目指した良い職場づくりの推進に関する条例」を制定し、それに基づき策定した「奈良県行政運営の基本計画」により、勤務時間管理の徹底やメンタル不調の未然防止措置などの取組を強化しているところである。

メンタル不調による長期休暇、長時間労働のリスクを防止するため、内部統制がより有効に機能することが求められることから、効果的なリスク項目の設定についても留意し、引き続き実効性のある取組を推進されたい。